

しない、させない 不法投棄

不法投棄は
犯罪です



平成 24 年 9 月 安平町追分市街
レトルト食品容器ポイ捨て



平成 24 年 7 月 安平町農家地区
ブラウン管テレビ等投棄



平成 25 年 1 月 道道千歳鶴川線
(厚真町内) パソコン投棄

上の写真のように、ステーション内の「ポイ捨て」や「家電リサイクル法対象品目や処理困難物をステーション等に出すこと」も不法投棄です。



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

によって禁止されています。

これに違反した場合、下記の処罰を受けます

●不法投棄を行った者（未遂を含む）

5年以下の懲役または
1千万円以下の罰金が
科せられます。



●法人の場合

3億円以下の罰金が
科せられます。



ごみの処分方法

決められた方法できちんと処分しましょう

- 一般ごみ 指定のごみ袋に入れて、指定された収集日にごみステーションに出す。
- 大型ごみ
 - ①自宅回収する方法【東胆振清掃企業組合（☎ 2400）へ電話で申込み、大型ごみ処理券（1枚につき500円）を購入】
 - ②直接、じん荼処理場に持ち込む方法 のいずれか
- 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
 - ①購入した販売店または買い替える販売店に依頼
 - ②組合の廃家電集収集運搬業者に収集依頼 のいずれか

※東胆振清掃企業組合もしくは木村哲朗（☎ 2425）
【リサイクル料金+収集運搬料金がかかります。】



もし、不法投棄を発見した場合は、日時、車のナンバー・車種・色、場所、投棄物等を役場住民生活課（☎ 2940）または最寄りの駐在所に通報してください。